

静岡市まちみがきプラン評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、まちみがき戦略推進プラン（平成23年10月策定）に登載された事業（以下「事業」という。）の必要度の高さ及び達成度の評価について市民の意見及び専門的知見を反映し、並びに事業について幅広い見地から提言を受けるため、静岡市まちみがきプラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の必要度の高さ及び達成度の評価に関すること。
- (2) 事業に係る提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業に関し市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

3 市長は、前項第1号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画局企画部企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。